

平成19年9月14日

法務省  
民事局参事官室 御中

在日米国商工会議所  
保険小委員会

「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年8月14日付で公表された「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見募集に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険小委員会 (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 安田美穂
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	myasuda@accj.or.jp
<p>○ 生命保険及び傷害・疾病保険契約の意義について (p.17, 27)</p> <p>「その他一定の給付」として現物給付を認めるという本規定に基本的に賛成である。現物給付を認めることにより、保険会社が介護サービス会社等と提携し新たな商品開発を行うことが可能になり、生活者のニーズにより合致した幅広いサービスを提供することができる。消費者保護および法解釈の観点から、現物給付にも保険法の適用があることを明文化して頂きたい。</p> <p>○ 被保険者の同意について (p.18, 28)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無記名の団体保険、海外旅行保険など、同意を得ることが実務上不可能または極めて困難な商品については特に、問題も起こっていない現状において新たに制限を設けるべきではない。</li> <li>2. 他人や未成年者が被保険者となる保険契約は社会的ニーズと共に既に定着しており、モラルリスクが増えるなどの明らかな証拠がない限り、契約者の利便性および経済合理性の観点から、生命保険等の既に被保険者同意を必要としている商品は別として、被保険者同意は不要とすべきである。</li> <li>3. 被保険者の同意が必要とされる場合には同意の方式を「書面」に限定すべきではない。同意を「書面」に限定することは、インターネット等の電磁的方式による同意があることを考慮していない。(FSAガイドライン第4条を参照)、また、総合福祉団体定期保険のように通知同意方式を採用している保険は、書面による同意を取っていないため、一律に「書</li> </ol>	

面」に限定することは、通知同意方式などの将来の実務を制限することになる。

4. 被保険者が未成年者である場合も同意が必要であるという点については賛成であるが、現行の実務通り、親権者の代理による同意で対応すべきである。また、未成年者について保険金額等を制限すべきではない。現状では、消費者はそれぞれのニーズに応じた保険金額を選択しており、未成年者を被保険者とする保険に関しても、その必要性及び必要額は消費者の判断によって決定されるべきである。また、保険会社において既にモラルリスクの防止に関する対応を行っており、保険契約法によって一律に制限すべきではない。仮に保険金額を定めるのであれば、保険契約法ではなく保険業法で定めるべきであると考え。

○ 危険に関する告知/告知義務違反による解除の効果（プロ・ラタ主義）  
(p. 3-4, 19)

告知義務違反による解除の規制に関し、プロ・ラタ主義は導入すべきではない。プロ・ラタ主義の導入は、告知の形骸化を招く恐れがあると同時に、重過失の契約者を保護することにより、正しく告知をした保険契約者の利益が損なわれる可能性がある。また、故意と重過失の区別についても課題が残る。

○ 告知受領権のない者の告知妨害があった場合の告知義務違反の取扱い  
(p. 3, 19, 28)

募集ルールに従わない募集人に対して適切に罰する対策について支持するが、当該規律については、保険契約者によるモラルハザード誘発等の影響も考慮し、慎重に整備すべきである。ACCJは、募集ルールに従わない保険者の使用人等（募集人）に対して適切に罰する対策について支持するが、このルールの実用性について懸念している。告知受領権を有しない保険者の使用人等（募集人）の行為の態様のみで一律に判断するのではなく、解除権阻却規定を悪用するモラルハザードなどの保険契約者等の事情も考慮した総合的な判断の中で規律を整備すべきである。また、告知義務違反による解除権に2年の時効が設定されていることで、既に消費者保護は適切に図られていると考える。

○ 被保険者の意思による契約関係からの離脱（p. 18, 19）

保険契約の当事者でない者の意思によって保険契約に異動を認めることは、保険契約を著しく不安定とするため、当該規律の導入に強く反対する。被保険者に契約から離脱する権利を付与することは、契約者の権利をそれだけ制限することとなる。離脱権付与にそれに見合うだけの利益があるとは考えられない。保険者には煩雑な実務負担が課されることになるし、またそのコスト増加は結果として

契約者全体が保険料負担として被ることとなる。

○ 保険金受取人変更の意思表示 (p. 21, 29)

保険金受取人変更の意思表示を「保険者」に限定するA案を支持する。保険金受取人の変更の「意思表示」の相手方を保険者に限定することのほうが法律関係が簡明となる。B案の場合、保険者による正確・迅速な保険金支払業務の支障となる恐れがある。

○ 遺言による保険金受取人変更 (p. 22)

保険者の実務負担は煩雑なものとなることから、迅速な保険金支払手続きに影響を及ぼしかねない。また、関係者間での混乱も強く懸念されることから、当該規律の導入には反対する。

○ 保険金受取人の介入権、解除後の復活 (p. 23, 30)

本条項による保険金受取人等が享受することができるメリットは理解できるものの、その実効性については解決すべき課題が存在するため慎重な検討が必要と考える。契約法上、一度消滅した契約の存続を認めるのは極めて異例であり、保険者が解約払戻金や保険金等の二重弁済の危険にさらされることを防止する措置も必要であるため、解除の効力発生後の規律を定めることには特に慎重な検討が必要である。また解除の効力発生の前後で異なる規律が設けられることにより、保険者のコスト増を招き、保険契約者全体への負担が増加する懸念がある。また、保険金受取人は通常保険契約者の家族であることが多く、保険契約者が金銭的に窮している場合に家族が保険契約を継続させるための「一定の金額」を負担することは困難であることが予想される。加えて、保険契約の解除がされなければ保険金を取得し得た者の権利という想定されている保護法益を超えて「一定の者」を広く定義する必要性はない。「一定の者」は保険金受取人に限定すべきである。さらに、「一定の金額」について実務の混乱が生じぬよう、一義的に定まる規律としていただきたい。(例：解約払戻金の額のほかに未払い保険料や契約者貸付がされていた場合の貸付額をも支払うことを要件とするか否かによって「一定の金額」が変わる)。

○ 保険金の支払い時期 (p. 11, 24, 30)

本文①については賛成である。本文②③については次のとおり意見を申し述べる。本文②について、「相当な期間」は保険金受取人が著しく不利益を被らない限りにおいて、保険契約の種類、保険事故の内容、さらには免責事由の内容等に照らして、柔軟な運用を行うことが保険契約者や保険金受取人等の利益になると考える。

・硬直的な運用を行うことは本条文の趣旨に反して、保険者が迅速・正確・公正な保険金支払いを妨げる懸念がある。本文 ③について、保険契約者等が保険者の確認を「故意に妨げ」ない場合においても、保険契約者や病院側の都合で調査に時間がかかるケースもある。そのような場合において保険者が遅滞責任を負うことは、結果として保険契約者全体への負担を強いることとなりかねない点も十分配慮いただきたい。

○ 保険料積立金の支払 (p. 26, 31)

保険料積立金等の支払は導入すべきではない。解約返戻金を無しとするか保険料積立金に比し低くすることにより保険料を低廉化する商品が既に多く出回っており、事実として社会に受入れられている。このような状況で保険料積立金等の支払いを片面的強行規定とすることは、消費者利益を阻害するため、当該規定の導入には反対である。

○ 保険契約の募集に関する規律 (p. 6, 20, 29)

保険契約の募集や締結の際の規律を契約法上設けることに反対である。現在、保険募集については保険業法や金融商品の販売等に関する法律等に規定され、金融庁の各監督指針により時勢に即した柔軟な監督がなされている。保険募集等の方法・形態等は年々変化するものであり、今まで実態に即した規律が機動的に手当てされてきた経緯がある。保険募集を保険契約法で厳しく規定することは、実態に即した形で対応することを困難にしてしまう恐れがある。

○ 契約成立（責任開始）前発病不担保条項 (p. 29)

契約成立（責任開始）前発病不担保条項を制限するような規律を保険契約法上に設けることに反対である。契約成立（責任開始）前発病不担保条項と危険に関する告知は規律の趣旨からして全く異なる制度であり、双方が両立することにより保険契約者のモラルハザードを防いでいる。契約成立（責任開始）前発病不担保条項が存在しない場合、契約者に現行以上に細かい告知を求めることになり、結果として契約者に過度な負担を強いることになる。そのため、告知制度と混同するという理由で当該条項を制限する必要はない。

○ 失効時の催告 (p. 15, 32)

保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告を不要とする約定の効力に関する規律を設けるべきではない。約款上、保険料払込猶予期間を設けていることや、保険料の払込が無い場合は、契約者に対して複数回通知を行っており、保険者は消費者保護に十分対応した実務を行っている。そのため、通知の方法を「催告」という特定の方法に限定する規定を設けるべきではなく、保険者が最も

効率的な通知方法を自由に選択できるようにするべきである。

○ 一部保険・重複保険について (p. 10)

1. 独立責任額連帯主義は採用すべきではない。一社が各保険会社分を含めて被保険者の損害額をてん補した後、各保険会社に負担分を求償することになった場合、一社がクレジットリスクを背負うことになり、過度の負担となる。これまでの実務上、独立責任額按分主義で特に重大なトラブルは発生しておらず、不必要かつ過度な規制は避けるべきである。
2. 現行の規律を見直す必要はないと考える。商品が多様化している近年、保険価額の無い保険契約が多くなっており、新たに一部保険・重複保険の規律を策定するベネフィットは少ない。

○ 責任保険契約における被害者の直接請求権 (p. 16)

被害者の直接請求権は導入すべきではない。保険会社にとって、リスクコントロールがほとんど不可能になり、不正請求を助長する恐れもあり、市場の安定性を害する。また、補償請求処理にかかる費用が増大し、ひいては保険料の上昇につながるため、契約者利益を阻害する。

○ 保険者の免責（傷害保険における「偶然性」の立証責任） (p. 30)

保険契約者が「偶然性」の立証責任を負うべきであると考え。発生した事故が「偶発的」であることが保険金請求権の成立要件であると考えべきであり、その立証責任を一方的に保険者に負わせることについては慎重な検討が必要である。保険者が「偶然性」の立証責任を負うとした場合、保険金の不正請求が容易となる恐れが増大する結果、保険制度の健全性を妨げ、また誠実な保険契約者の利益を大きく損なう恐れがある。保険事故に関する情報が保険契約者側に多く存在すること及び個人情報保護等の制約から、傷害の原因を保険者が特定することは困難である。

○ 契約解除の要件 (p. 2)

企業保険を含む全ての保険商品に一律に「保険契約者又は被保険者に対して危険に関する重要な事項につき事実の告知を求め」ることが義務づけられるものではないことを確認したい。「告知を求めた場合」が、重要事項の告知に関する書面に告知事項を列挙した場合という意味だとすれば、実務上多く見られる契約申込書の中に重要事項に関する情報を組み込んでいない商品について新たな書面を導入する必要がでてくるため、煩雑な実務負担とコスト増を招き、契約者利益を阻害する。

